令和８年執行

大野町長選挙

指定病院
指定老人ホーム　における不在者投票事務手続
指定支援保護施設

大野町選挙管理委員会

各指定施設の長、事務従事者の皆様へ

この冊子は、令和８年執行の大野町長選挙における指定病院、指定老人ホーム、指定支援保護施設における不在者投票事務の手続等について説明したものです。

各指定施設の長、事務従事者の皆様におかれましては、この冊子をご参照の上、特に次の諸点にご留意いただき、適正に事務を処理いただきますようお願い申し上げます。

1　不在者投票のできる期間は、選挙期日の告示の日の翌日（令和８年２月４日(水)）から投票日の前日（令和８年２月７日(土)）までです。

2　指定施設における不在者投票の管理執行に瑕疵があることを理由とする争訟事件が散見されるところでもあり、外部立会人を立ち会わせる等により、その管理に万全を期されますようお願いします。

3　不在者投票に用いる投票用紙と不在者投票用封筒を指定施設の長が代理して請求する場合は、必ず選挙人の依頼を要します。選挙人の依頼なしに請求することはできません。

4　令和６年執行の第50回衆議院議員総選挙の際、交付された投票用紙が不足する事例が県内で発生したところであり、交付された投票用紙の確認及び厳重な管理についても十分に留意してください。

5　指定施設における代理投票については、指定施設の長は、選挙人から心身の故障その他の事由のため代筆をしてもらいたい旨の申請があった場合は、立会人の意見を聴いて代筆させるかどうかを決定します。選挙人からの申請なしに代筆をすることはできません。

代筆させることに決定したときは、立会人とは別に、投票に係る事務に従事する者のうちから投票を補助する者２人（代筆をする者１人と代筆に立会う者１人）を選任することが必要です。

代筆をする者は、投票の記載をする場所において、投票用紙に選挙人の指示により代筆し、代筆に立ち会った者に確認させることが必要です。

この場合において、投票を補助する者が選挙人の指示を誘導するようなことがないよう十分留意してください。

6　各種公職の選挙に関して、指定施設の職員等が勝手に投票用紙を請求し、本人になりかわって不在者投票をしたとして公職選挙法第237条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）の疑いで逮捕されたという報道が散見されるところであり、平成19年執行の第21回参議院議員通常選挙においては、県内においても同様の事件が発生したところです。

このようなことが決してないよう、指定施設における不在者投票の適正な実施のため、その管理に万全を期されますようお願いします。

大野町選挙管理委員会

目　次

第１　はじめに …… 1

第２　不在者投票のできる期間・時間 …… 1

第３　不在者投票の事由 …… 1
　１　投票区の外に滞在する者 …… 1
　２　歩行の困難な者 …… 1
　３　その他の不在者投票事由に該当すると見込まれる者 …… 1

第４　投票用紙等の請求 …… 2
　１　不在者投票管理者が代理して請求する場合 …… 3
　２　入院又は入所中の者が直接請求する場合 …… 5

第５　不在者投票の記載をする場所 …… 7

第６　不在者投票の方法 …… 7
　１　不在者投票管理者の準備すべき事項 …… 7
　２　選挙人の行う投票手続 …… 8
　３　不在者投票用外封筒への記載等 …… １３
　４　不在者投票の送致 …… １４

第７　不在者投票に要する経費（不在者投票特別経費）について …… １５
　１　不在者投票特別経費に係る請求書の記入 …… １５
　２　不在者投票特別経費に係る請求書の送付 …… １５

第８　その他 …… １５

公職選挙法（抄） …… １８

（凡　例）

公職選挙法 …… 法
公職選挙法施行令 …… 令

第１　はじめに

投票日に仕事や病気などの事由によって投票所に行くことができない人にも選挙に参加していただくため、不在者投票の制度が設けられています。

不在者投票の手続は、不在の事由によってそれぞれ異なっていますが、ここでは、不在者投票の指定病院（以下「病院」という。）に入院中の選挙人又は指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設（以下「老人ホーム等」という。）に入所中の選挙人の不在者投票手続について説明します。

第２　不在者投票のできる期間・時間

不在者投票のできる期間は、選挙期日の告示の日の翌日（令和８年２月４日（水））から投票日の前日（令和８年２月７日（土））までです（令58①）。

不在者投票のできる時間は、上記の期間の毎日午前８時30分から午後５時までの間です（法270）。

第３　不在者投票の事由

病院又は老人ホーム等において不在者投票のできる人は、次の者に限られています（法48の2①、法49①）。

１　投票区の外に滞在する者

入院又は入所中の者で、病院又は老人ホーム等が所在する投票区外の選挙人名簿に登録されているもの（２号事由）

２　歩行の困難な者

入院又は入所中の者で、投票の当日、疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障がいのため又は産褥（じょく）にあるため歩行が困難であると見込まれるもの（３号事由）

３　その他の不在者投票事由に該当すると見込まれる者

上記１、２以外に、入院又は入所中の者で、投票の当日、仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事するもの（１号事由）、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であるもの（６号事由※）

※　新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、不在者投票の事由の第６号（天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること）に該当し、不在者投票ができると解されます。

第４　投票用紙等の請求

選挙期日の前日までに、大野町選挙管理委員会の委員長に、不在者投票に用いる投票用紙と不在者投票用封筒を請求します。

なお、選挙期日の告示日（令和８年２月３日（火））以前においても、投票用紙及び不在者投票用封筒を請求することができます。

請求の方法は、

① 入院又は入所中の者の**依頼によって**病院長又は老人ホーム等の長（以下「不在者投票管理者」という。）が代理して請求する場合（令 50④）

② 入院又は入所中の者が**直接請求**する場合（令 50①）

の２つの方法があります。

いずれの場合にも、点字投票によって不在者投票をするときは、請求する際あわせてその旨の申立てをすることとされています（令 50③）。

また、選挙人名簿登録証明書をもっている船員については、いずれの場合にもその証明書を添えて請求しなければなりません（令 50⑥）。

なお、請求は相当な余裕をもって行ってください。

【郵便サービスの見直しに伴う留意点について】

郵便法の改正に伴い、令和３年 10 月以降、手紙やはがき等の普通扱いの郵便物の土曜日の配達が休止されるとともに、「翌日配達」が「翌々日配達」に変更になるなど送達日数が１日程度繰り下げられています。

なお、書留、速達、レターパック等は引き続き土日も配達され、原則翌日配達されます。

不在者投票の投票用紙等は、投票所の閉鎖までに選挙人の属する投票区の投票管理者に送致される必要がありますので、不在者投票において郵便等を利用する際には、下記の点に御留意願います。

①できるだけ**速やかに投票用紙等を請求してください。**

なお、投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示前から行うことが可能です。

②大野町選挙管理委員会の委員長へ送致する際には、**レターパックや速達により送付したり、直接持参するなどしてください**。

1　**不在者投票管理者が代理して請求する場合**（令 50④）

不在者投票管理者は、**代理請求の依頼のあった**入院又は入所中の者をとりまとめて、次の記載例に準じ請求書を作成し、大野町選挙管理委員会の委員長に請求します。

（投票用紙及び投票用封筒の請求書）　（指定病院長等用）

記載例

請　求　書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考	※投票区	※名簿番号	※指定投票区
大野町大字相羽○○	A山　B郎	明・大・昭・平 □□年□□月□□日				
大野町大字麻生△-△-△	C山　D郎	明・大・昭・平 □□年□□月□□日	点字			
		明・大・昭・平　年　月　日				
		明・大・昭・平　年　月　日				
		明・大・昭・平　年　月　日				
		明・大・昭・平　年　月　日				
		明・大・昭・平　年　月　日				

上の選挙人は、令和８年執行の大野町長選挙の当日、当　病院（老人ホーム等）　に　入院（入所）中のため、当　病院（老人ホーム等）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第４項の規定による依頼があったので、上の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和８年　X　月　Y　日

所在地　（病院・老人ホーム等の所在地）
名称　（病院・老人ホーム等の名称）
不在者投票管理者（職）　病院長（施設長）
（氏名）　E山　F郎
電話番号　0000－00－0000

大野　市・町・村　選挙管理委員会委員長　様

備考1　選挙人から点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
2　※印の欄は記載する必要はないこと。

＜請求書作成上の注意事項＞

(1) 「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、普通の場合、現住所と一致しています。

ただし、令和7年11月3日（月）以後に住所を移転した人は、住所を移してから（転入届をしてから）選挙期日の告示日の前日（選挙人名簿の登録基準日：令和8年2月2日（月））現在でまだ3箇月を経過していないため、通常は前の住所地の市町村の選挙人名簿に登録されており、現住所の市町村の選挙人名簿に登録される資格はありませんので注意を要します。

(2) 「備考」欄には、不在者投票に係る事情等を次のように記載してください。

点字により投票するもの ……「点　　字」

(3) ※印欄は、大野町選挙管理委員会において記入する欄です。

2　入院又は入所中の者が直接請求する場合（令50①）

入院又は入所中の者が、不在者投票管理者に請求の依頼をせず、直接に、又は郵便等をもって、大野町選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求する場合は、次の書類が必要です。

(1)　宣誓書・請求書（令52）

この書類の入手については、大野町選挙管理委員会にお問い合わせください。

記載の方法は、それぞれの書類の注意書によってください。

不在者投票手続の概略図

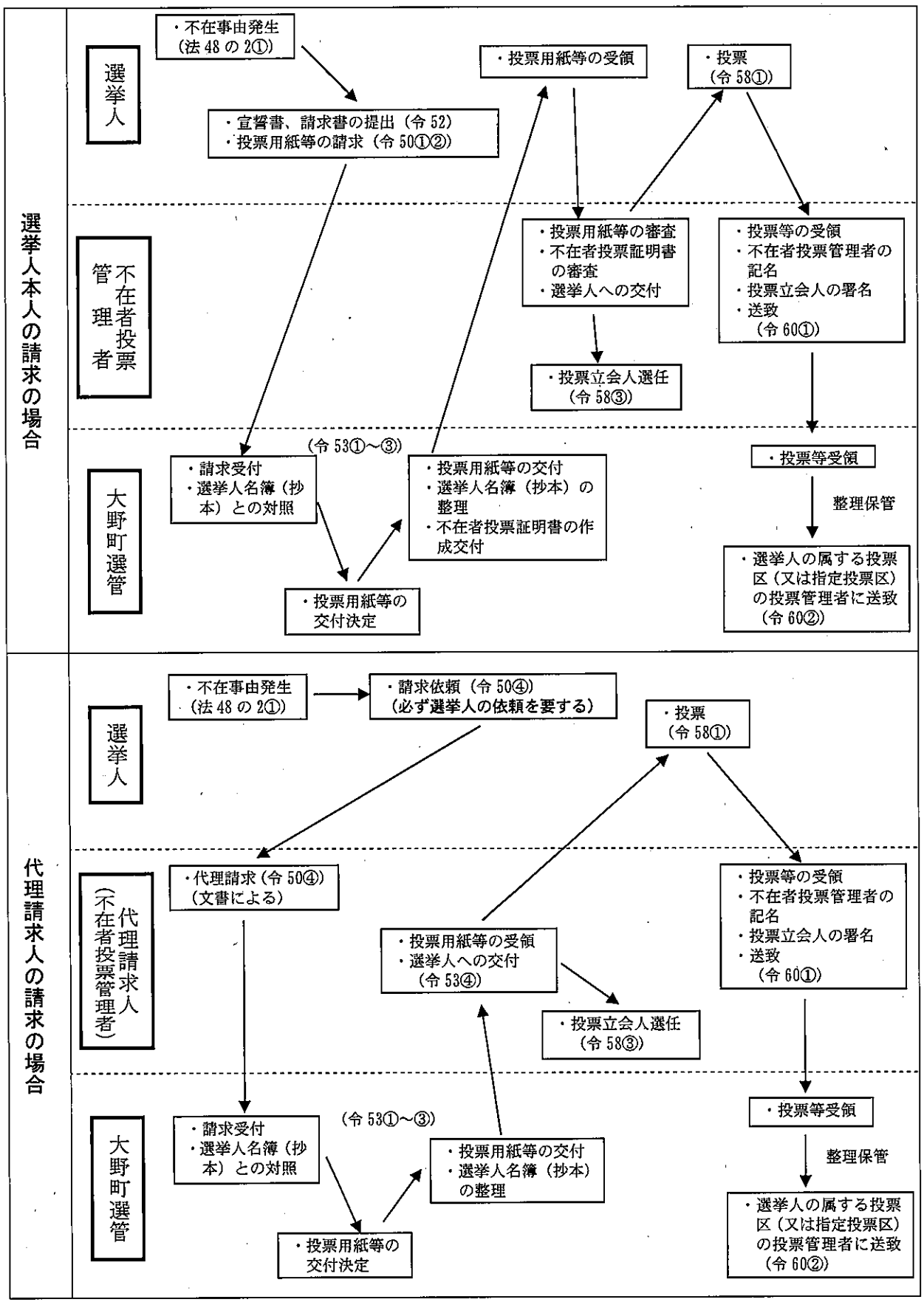

第５　不在者投票の記載をする場所

投票記載所は、投票の秘密を保持し、投票についての不正手段の防止について相当の設備をしなければならない旨定められていますので、病院又は老人ホーム等においても、投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります（令 58④において準用する令 32）。

談話室等大きな部屋があるところは、その部屋を利用されるのが便利です。

なお、**投票記載所に候補者の氏名等を書いた紙を貼らないようにしてください。**

第６　不在者投票の方法

１　不在者投票管理者の準備すべき事項

⑴　不在者投票の立会人

選挙権（選挙人名簿に登録されていることは必要でない。）を有している者１人を立会人に選任しておくことが必要です（令 58③において準用する令 56③）。

立会人を選任できない場合には、不在者投票が行われている時間中に、大野町選挙管理委員会の職員を派遣するなど調整を行いますので、大野町選挙管理委員会までお尋ねください。

⑵　事務職員

不在者投票の事務をする職員を⑴の立会人のほかに選任しておいてください。

なお、下記２⑷（P12）の代理投票を行わせる場合は、この中から２人を選挙人の投票を補助する者として選任しなければならないので、必要な人員を確保できるよう準備しておいてください。

⑵　筆記具、のり（大野町選挙管理委員会から送付されてきた不在者投票用外封筒及び内封筒は、のり付加工がしてあります。）

投票記載所に準備しておいてください。

⑶　投票用紙と不在者投票用封筒（いずれも薄い黄色地に黒刷り）

大野町選挙管理委員会から送付されてきた投票用紙と不在者投票用封筒の所定の欄に、大野町選挙管理委員会の印があるかどうか点検してください。

2　選挙人の行う投票手続（令 58①②）

(1)　投票用紙と不在者投票用封筒の交付を受けた選挙人は、

①　投票日の前日までに不在者投票管理者にこれを提示し、

②　点検を受けた後

（前記第４の２（P5）により直接投票用紙等の請求をした選挙人は、さらに次の不在者投票証明書（P9～10）を封筒のまま（**封は絶対切らないこと。**）提出し、不在者投票管理者がその封筒を開き調査した後）、

③　不在者投票管理者の管理する投票記載所において、投票用紙に自ら候補者の氏名を記載し、不在者投票用内封筒に入れます。

(2)　次に、選挙人は、

①　不在者投票用内封筒の封をした上、

②　不在者投票用外封筒に入れ、さらに封をし、

③　外封筒の表面の「投票者氏名」と印刷してある下に自分の氏名を記載します。

(3)　選挙人は自分の氏名を書き終わったら、不在者投票管理者にその封筒を提出します。

（不在者投票証明書用封筒の様式）

表

令和８年執行

大野町長選挙

不在者投票証明書在中

選挙人氏名

注意

この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。

開封すると不在者投票はできません。

(428)

裏

大野町選挙管理委員会委員長

印

封筒の色は茶色の地色に黒刷り

備考　封かんの箇所には、大野町選挙管理委員会の委員長の印が押印してあります。

（不在者投票証明書の様式）

不在者投票証明書

選挙人の氏名	
選挙人の生年月日	明治 大正　　年　　月　　日生 昭和 平成
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の所在地及び名称	（所在地） （施設名）
その他の事項	
選　　挙	令和８年執行　大野町長選挙

上のとおり証明する。

令和　８　年　　月　　日

岐阜県　　大野町選挙管理委員会
委員長　　印

備考

1　病院、老人ホームその他の施設において不在者投票をしようとする場合は、「投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の所在地及び名称」欄も記入すること。

2　本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、「その他の事項」欄にこれを記載すること。

(424)

（不在者投票用封筒の様式）

外　封　筒

表

令　和　8　年　執　行

大　野　町　長　選　挙

不　在　者　投　票

（外　封　筒）

大野町

選管印

投票管理者
不受理決定

理　由

投票者氏名

（代理記載人氏名

※代理投票の仮投票の場合のみ記入　）

注意　投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。

市町村名＿＿＿＿

投票区＿＿＿＿

名簿番号＿＿＿＿

(432)

自分で必ず書くこと。

この欄は、次の(5)の代理投票の仮投票の場合のみ書いてください。

(4)の一般の代理投票の場合は、この欄は書かないでください。

封筒の色は薄い黄色地に黒刷り

内　封　筒

表

（内　封　筒）

注意　この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

(429)

封筒の色は、外封筒と同じ。

(4) 代理投票の方法（令 58④において準用する令 56④）

ア　不在者投票管理者は、選挙人から、心身の故障その他の事由のため代筆をしてもらいたい旨の申請があった場合は、立会人の意見を聴いて代筆をさせるかどうかを決定します。

イ　不在者投票管理者は、代筆させることに決定したときは、**投票に係る事務に従事する者のうちから投票を補助する者２人**（代筆をする者１人と代筆に立ち会う者１人）**を選任**します。

このとき、**選挙人の家族や付添人等は、選挙人の投票を補助する者となることはできない**ので、投票手続に入る前に、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うなど、適切な対応が必要です。

ウ　投票記載所において代筆する者は、選挙人から、候補者の氏名の指示を受けて代筆し、代筆に立ち会った者にそれを確認させてください。

この場合において、**投票を補助する者が選挙人の指示を誘導することがないよう**十分留意してください。また、投票を補助する者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させることができません。

エ　投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をし、**封筒の表面の投票者氏名欄に選挙人の氏名を代筆し**、不在者投票管理者に提出します。

この場合、外封筒の**「代理記載人氏名」の欄には代筆した者の氏名は書かないでください。**この欄は次の(5)の場合のみ記載するものです。

(5) 代理投票の仮投票の方法（令 58④において準用する令 56⑤）

次のア又はイに該当する場合は、仮に投票させなければなりません。

ア　不在者投票管理者が代理投票の理由がないと認めて、立会人の意見を聴いてその拒否を決定したことについて選挙人に異議があるとき。

イ　不在者投票管理者は代理投票の理由があると認めたが、これについて立会人に異議があるとき。

これらの場合においては、前記(4)の手続に加え、不在者投票管理者は、代筆者の氏名を不在者投票用外封筒の「代理記載人氏名」の欄に自署させなければなりません。

(6) 重病人等で歩行が困難なため、投票記載所において投票することができないときは、不在者投票管理者は、立会人とともにその者のベッドへ行き、ベッドの上で不在者投票をさせることができます（昭 27・9・25 実例）。

この場合には、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にすることが必要です。

3　不在者投票用外封筒への記載等（令 60①）

(1)　不在者投票が終わって、不在者投票用封筒を選挙人から受け取ったときは、その場において封筒に封がしてあるかどうか、封筒の表面の所定の欄に選挙人の氏名が記載してあるかどうかを点検してください。

(2)　点検が終わったら、その封筒の裏面に次の記載をしてください。

ア　「投票年月日」　……　不在者投票の年月日

イ　「投票場所」　……　病院又は老人ホーム等の所在地とその名称

ウ　「不在者投票管理者」　……　病院長又は老人ホーム等の長の職氏名

以上はゴム印で押してもさしつかえありません。また、病院長（老人ホーム等の長）の氏名の下に職印を押す必要はありません。

(3)　次に、「立会人（氏名）」と印刷してある下に不在者投票の立会人の氏名を<u>自署</u>させます。

外 封 筒（裏）

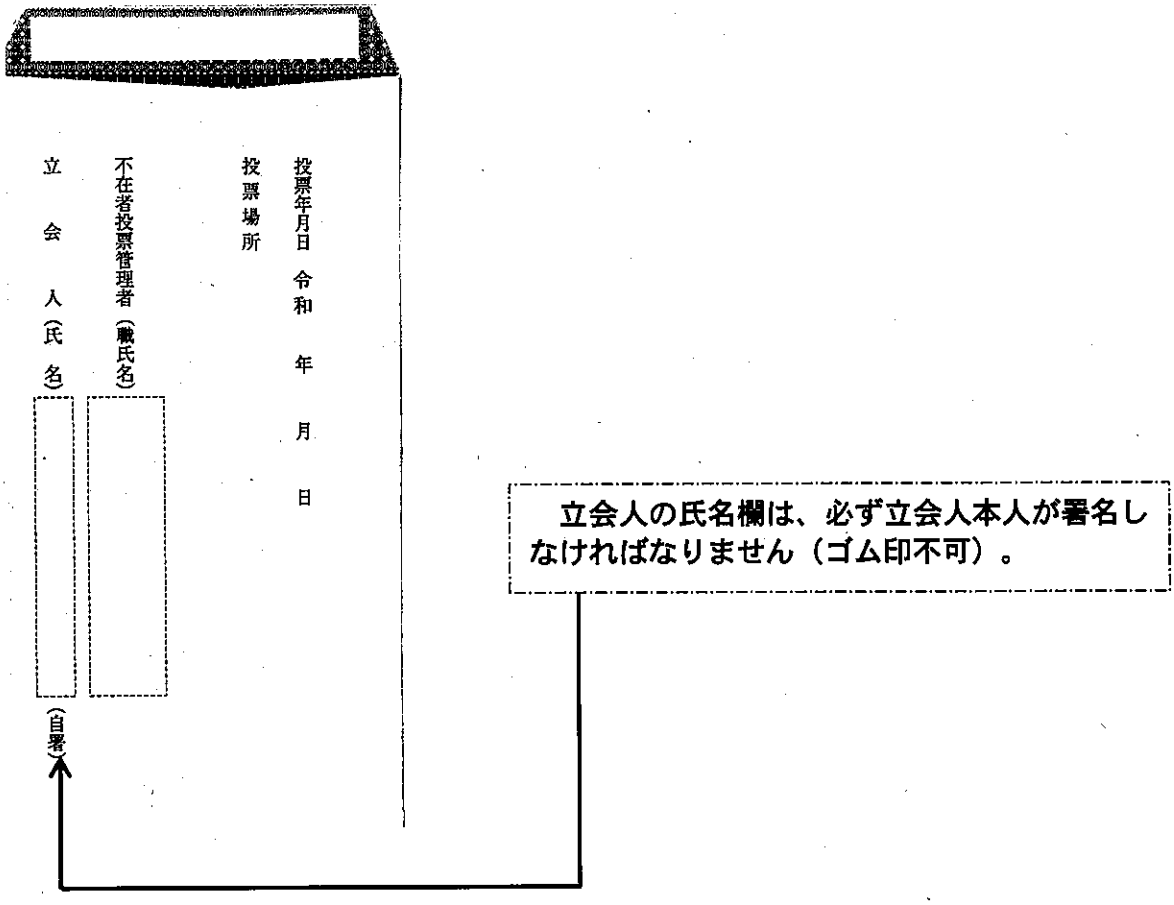

4　**不在者投票の送致**（令 60①）

(1)　不在者投票管理者は、立会人とともに不在者投票用外封筒の裏面に所要の記載が終わったときは、

①　不在者投票をした者の封筒をとりまとめ、

②　別の適当な封筒に入れて封をし、

③　あて名（大野町選挙管理委員会委員長）の横に「不在者投票在中」と朱書し、

④　裏面に病院又は老人ホーム等の所在地及び病院長又は老人ホーム等の長の氏名を記載して職印を押し、送致（直接持参又は郵送等）してください。

病院又は老人ホーム等の所在地及び病院長又は老人ホーム等の長の氏名はゴム印でもさしつかえありません。

(2)　上記の場合、前記第４の２（P5）により直接投票用紙等の請求をした選挙人については、不在者投票証明書を同封して送致（直接持参又は郵送等）してください。

注：不在者投票の送致については、２ページの【郵便サービスの見直しに伴う留意点について】を参照してください。

第７　不在者投票に要する経費（不在者投票特別経費）について

不在者投票に要する経費については、不在者投票（代理投票・仮投票を含む全ての投票）を実際に行った選挙人１人につき 1,236 円が病院又は老人ホーム等に、不在者投票特別経費として支払われます。

１　不在者投票特別経費に係る請求書の記入

不在者投票特別経費に係る請求書は、P16～17 の記載例により記入してください。

なお、不在者投票特別経費に係る請求書は、各施設につき１通としてください。

２　不在者投票特別経費に係る請求書の送付

上記１の不在者投票特別経費に係る請求書は、**選挙期日の翌日から 10 日以内に**、次の送付先に送付してください（当日必着）。

（請求書送付先）〒５０１－０５９２　岐阜県揖斐郡大野町大字大野８０番地
大野町選挙管理委員会

第８　その他

1　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 135②）。

2　患者の付添の人、看護師等は、病院及び老人ホーム等で不在者投票をすることはできません。

3　今回の大野町長選挙の投票用紙及び不在者投票用封筒は、薄い黄色地に黒刷りです。

4　不在者投票手続の終わった投票用紙等については、選挙期日２月８日（日）の投票所を閉じる時刻までに大野町選挙管理委員会から各投票所に送致できるよう、直ちに大野町選挙管理委員会に送致（郵送等）してください。

5　不在者投票の送致（郵送等）については特に慎重を期し、送致（郵送等）間違いのないようにお願いします。

令和×年×月×日
請求書を作成した年月日

大野町長　様

不在者投票特別経費請求書

金　7,416　円也

不在者投票明細に記載した人数と一致

（不在者投票をした選挙人１人につき１，２３６円×　6　人分）
ただし、令和８年執行の大野町長選挙不在者投票特別経費

上記のとおり請求します。

〒○○○－○○○○
所　在　地　大野町□□□○－○－○
法　人　名　医療法人社団甲会
施　設　名　乙病院
請　求　者　病院長　K山L郎
（原則、不在者投票管理者名（指定施設等の長の職・氏名）を記入すること）
電話番号　（○○○○）○○－○○○○

乙病院之印　印

請求者の私印　K山　印

請求者と口座名義人が異なる場合は下記委任状を作成すること。

支払方法　指定口座振込

フリガナ	オツ	ヘイシテン
金融機関（支店）名	（金融機関名）乙○○○○	（支店名）丙支店
預金種別	① 普通	2 当座
口座番号	○○○○○○○	
フリガナ	イリョウホウジン　シャダン　コウカイ　リジチョウ　エムヤマ　エヌコ	
口座名義	医療法人　社団　甲会　理事長	M山　N子

（注）請求者名義の口座を記入すること。（請求者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状を作成すること。）

備考
1 請求書は、各施設につき１通となります。
2 印は指定施設等の印を押印してください。（施設印がない場合は代表者印で可。）
3 支払方法は、指定口座振込でお願いします。
4 口座の名義は通帳に記載されているとおり正確に記入してください。又、フリガナを必ず記入してください。
5 **請求書は、選挙期日の翌日から10日以内に送付してください。（当日必着）**
6 訂正箇所には訂正印（請求者の㊞）が必要です。（ただし請求金額の訂正はできません。）
7 本請求書に不在者投票明細を添えて、大野町宛提出してください。
8 締切までに本請求書等の送付が間に合わない場合は、大野町選挙管理委員会へご連絡ください。
9 本請求書等の送付及び不在者投票に関する問い合わせ等は
〒501-0592　岐阜県揖斐郡大野町大字大野80　大野町選挙管理委員会　(0585)34-1111まで。

実質上の長、病院長、施設長等

委任状

（この委任状は、請求者と口座名義人が違う場合のみ作成してください。）

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

委任者（請求者）
所在地　大野町□□□○－○－○
施設名　乙病院
職・氏名　病院長　K山L郎　K山　印
（注）請求書と同じ印鑑で押印してください。

受任者（口座名義人）
所在地　大野町××△－△
法人名　医療法人社団甲会
職・氏名　理事長　M山N子　M山　印

(441)

施設名　　乙病院

不　在　者　投　票　明　細

選挙人名簿に記載されている住所	氏　　名
大野町大字相羽〇〇	A　山　B　郎
大野町大字麻生〇－〇－〇	C　山　D　郎

（注）1　「選挙人名簿に記載されている住所」は大野町内のみとなります。
2　大野町長選挙以外の選挙に係る不在者投票をした者の分については、その選挙の事務を管理する選挙管理委員会にお尋ねください。

(444)

公職選挙法（抄）

（不在者投票）

第４９条　前条（(注) 第４８条の２）第１項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第４２条第１項ただし書、第４４条、第４５条、第４６条第１項から第３項まで、第４８条及び第５０条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

２から９まで　　略

10　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（期日前投票）

第４８条の２　選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第４４条第１項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

(1)　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

(2)　用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3)　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥（じょく）にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

(4)　交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

(5)　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(6)　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

２から８まで　　略

令和　　年　　月　　日

大野町長　様

不在者投票特別経費請求書

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

（不在者投票をした選挙人１人につき１，２３６円×　　人分）
ただし、令和８年執行の大野町長選挙不在者投票特別経費

上記のとおり請求します。

〒
所　在　地
法　人　名
施　設　名　　印
請　求　者　　㊞
(原則、不在者投票管理者名（指定施設等の長の職・氏名）を記入すること)
電　話　番　号

支払方法　指定口座振込

フ　リ　ガ　ナ	
金融機関(支店)名	(金融機関名)　　(支店名)
預　金　種　別	1　普通　　2　当座
口　座　番　号	
フ　リ　ガ　ナ	
口　座　名　義	

(注)　請求者名義の口座を記入すること。（請求者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状を作成すること。）

備　考
1　請求書は、各施設につき1通となります。
2　印は指定施設等の印を押印してください。（施設印がない場合は代表者印で可。）
3　支払方法は、指定口座振込でお願いします。
4　口座の名義は通帳に記載されているとおり正確に記入してください。又、フリガナを必ず記入してください。
5　**請求書は、選挙期日の翌日から10日以内に送付してください。（当日必着）**
6　訂正箇所には訂正印（請求者の㊞）が必要です。（ただし請求金額の訂正はできません。）
7　本請求書に不在者投票明細を添えて、大野町宛提出してください。
8　締切までに本請求書等の送付が間に合わない場合は、大野町選挙管理委員会へご連絡ください。
9　本請求書等の送付及び不在者投票に関する問い合わせ等は
　〒501-0592　岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地　大野町選挙管理委員会　(0585)34-1111まで。

委任状

（この委任状は、請求者と口座名義人が違う場合のみ作成してください。）

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

委任者（請求者）
所　在　地
施　設　名
職・氏　名　　㊞
(注)　請求書と同じ印鑑で押印してください。

受任者（口座名義人）
所　在　地
法　人　名
職・氏　名　　㊞

施設名

不　在　者　投　票　明　細

選挙人名簿に記載されている住所	氏　　名

（注）１　「選挙人名簿に記載されている住所」は大野町内のみとなります。
２　大野町長選挙以外の選挙に係る不在者投票をした者の分については、その選挙の事務を管理する選挙管理委員会にお尋ねください。

(投票用紙及び投票用封筒の請求書)　　(指定病院長等用)

請　　求　　書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考	※投票区	※名簿番号	※指定投票区
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				
		明 大 昭 平　年　月　日				

上の選挙人は、令和８年執行の大野町長選挙の当日、当　　に入院（入所）中のため、当　　において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第４項の規定による依頼があったので、上の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和　　年　　月　　日

所　在　地
名　　称
不在者投票管理者　(職)
(氏名)
電　話　番　号

大野　市 町 村　選挙管理委員会委員長　様

備考　1　選挙人から点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
　　2　※印の欄は記載する必要はないこと。